

令和8年度

総 会 資 料



令和8年5月15日（金）

さいたま市立大砂土小学校PTA

総 会 次 第

1. 日 時 令和8年5月15日(金)
午前9時30分～10時00分
2. 会 場 大砂土小学校 なかよしホール
3. 総会次第
 - 1) 開会
 - 2) 会長あいさつ
 - 3) 校長あいさつ
 - 4) 議長選出
 - 5) 議題
 - (1) 令和7年度事業報告
 - (2) 令和7年度決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 会則改定(案)審議
 - (5) PTA活動の変更(案)審議
 - (6) 新役員の承認
 - (7) 新役員あいさつ
 - (8) 令和8年度事業計画(案)審議
 - (9) 令和8年度予算(案)審議
 - (10) その他
 - 6) 議長解任
 - 7) 閉会

令和7年度事業報告

本部	
4月	本校入学式 出席 運営チームメンバー 選出 北区連 会長会 出席 植竹中学校入学式 来賓参加 会計期末監査会議 開催および出席
5月	ベルマーク集計チーム 第1回チーム会 出席 給食試食会チーム 第1チーム会 出席 けやきの森まつりチーム 第1回チーム会 出席 第1回学校運営協議会 出席 いじめ防止対策委員会 出席 大砂土地区社会福祉協議会 定期総会 出席
6月	4年生自転車免許教室 手伝い PTA会費 集金 市P協 事業委員会 出席 第1回防犯ボランティア連絡会議 出席 スクールサポートネットワーク協議会 出席 植竹中学校区4校交流会・歓送迎会 出席 市P協 定期総会および広報誌コンクール表彰式 出席 北区連 PTA会長会 出席
7月	北区連 第1回校長会長会 出席 土呂中学校区連絡協議会 出席 広報誌大砂土大425号 発行 さいたま市ストップいじめ！子どもサミット 出席
8月	北区連 竹串作り 出席
9月	北区連 PTA会長会 出席 市P協 役員セミナー 出席 北区連 第1回会長副会長会 出席 市P協 第2回事業委員会 出席 第1回保健委員会 出席
10月	給食試食会 手伝い 監査押印 出席 AED設置工事 立ち合い 市P協 第3回事業委員会 出席 第1回推薦委員会 出席 北区連 PTA会長会 出席 運動会 手伝い 市P協 教育委員会交流会 出席
11月	けやきの森まつり 手伝い がくとま！2025 参加 中間監査会議 開催および出席 北区連 会長副会長会 出席 北区連 北区民まつり 出店 就学時健診 手伝い 薬物乱用防止講習会 出席
12月	北区連 第2回校長会長会 出席 次年度PTAマニュアル見直し
1月	植竹中学校4校連絡協議会 出席 学校給食業者選定委員会 出席 高濱正伸氏による子育て講演会 開催および出席 第2回 学校保健委員会 出席
2月	北区連 第2回正副会長会 出席 スクールサポートネットワーク協議会 出席 新入学予定児童保護者説明会 出席 防犯ボランティア感謝の会 出席 学校運営協議会 出席 次年度総会資料 見直し
3月	環境交通部第1回部会 出席 6年生を送る会 参観 本校卒業証書授与式 出席

市P協・・・さいたま市PTA協議会

北区連・・・さいたま市PTA協議会北区連合会

* 第1回～第6回役員会 開催(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

令和7年度事業報告

	環境交通部	けやきの森まつりチーム
4月	資源回収 実施 第2回部会 開催 各種お知らせ 配布 資源回収集積所への挨拶 実施	
5月	旗振り当番表の作成・配布 資源回収 実施	第1回チーム会 開催 正副リーダー選出
6月	資源回収 実施 第1回防犯ボランティア連絡会議 出席 スクールサポートネットワーク協議会 出席 自転車プレート 廃止および回収	第2回チーム会 開催
7月	北区防犯デー 出席 資源回収 実施 第1回リーダー会議 開催	第3回チーム会 開催 けやきの森まつり開催のお知らせ 印刷および配布 外部団体に開催案内およびアンケート配布
8月	防犯パトロール巡回表回収および記載情報の取りまとめ	
9月	旗振り当番表作成および配布 資源回収 実施	第4回チーム会 開催 キャッチボールイベント募集配布 第5回チーム会 開催
10月	資源回収 実施 資源回収廃止のお知らせをLINEにて配信 資源回収場所へ廃止のご挨拶とお手紙の配布	当日ボランティア募集 がくぷり配信 第6回チーム会 開催 第7回チーム会 開催 プログラムおよび概要配布 第8回チーム会 開催 前日準備
11月	資源回収 実施 防犯パトロール巡回表 終了	けやきの森まつり 開催 第9回チーム会 開催
12月	『Honda SAFETY MAP』使用開始 「令和8年度環境交通部選出のお願い」作成およびLINEにて連絡 資源回収実施および終了 旗振り当番表作成および配布	
1月	学校安全ネットワークボランティア研修会 出席 北区防犯講習会 出席 第2回リーダー会議	
2月	第2回防犯ボランティア会議 出席 第3回部会 開催	スクールサポートネットワーク協議会 出席
3月		
	*登校班名簿の管理・情報伝達・修正 随時	*まつり準備 随時

令和7年度事業報告

	ベルマーク集計チーム	給食試食会チーム
4月		
5月	第1回チーム会 開催 正副リーダー選出 第2回チーム会 開催 ベルマーク作業についての資料作成	第1回チーム会 開催 正副リーダー選出
6月	第3回チーム会 開催 ベルマークチラシの配布 スクールサポートネットワーク協議会 出席	第2回チーム会 開催 スクールサポートネットワーク協議会 出席 給食試食会のお知らせ配布 当日ボランティア募集案内作成および配信 参加者へ開催案内作成および配布
7月		
8月		第3回チーム会 開催 参加者への集金案内および手紙の印刷・配布
9月	集計ボランティア募集 がくぶり配信	第4回チーム会 開催 集金作業
10月	先生方へ「ベルマーク回収についてのお願い」配布 ベルマーク回収・仕分け・集計作業	給食試食会 開催 第5回チーム会 開催
11月	ベルマーク発送準備 ベルマーク点数証明書発送	
12月	東京新聞社から電話にて取材 カートリッジ発送	
1月	購入品の注文書・点数証明書発送 東京新聞社へ2次利用の申請 がくぶり掲載誌面の作成 ベルマークを寄付頂いた方へお礼状を投函	
2月	スクールサポートネットワーク協議会 出席	スクールサポートネットワーク協議会 出席
3月	ベルマーク回収先へ手紙作成	

各部・各チーム共通

PTA総会 出席

運営委員会 出席(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

予算委員会 出席(3月)

令和7年度大砂土小学校PTA歳入歳出決算書

収入の部

(単位：円)

	本年度予算額	本年度決算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	2,250,000	2,655,000	405,000	
1. 一般会費	2,250,000	2,655,000	405,000	3,000×家庭数885
2. 補助金	30,000	13,400	△ 16,600	
1. 助成金	30,000	13,400	△ 16,600	
3. 雑収入	350	10,243	9,893	
1. 雑 入	0	0	0	
2. 利 息	350	10,243	9,893	
4. 繰越金	5,192,673	5,192,673	0	
合 計	7,473,023	7,871,316	398,293	

支出の部

	本年度予算額	本年度決算額	残高(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,345,000	1,463,289	881,711	
1. P T A 運営費	1,860,000	1,352,018	507,982	
(1) 旅費	30,000	1,348	28,652	北区連、講演会等交通費、駐車場代等
(2) 慶弔費	90,000	5,000	85,000	慶弔費
(3) 需用費	800,000	546,784	253,216	消耗品、印刷用紙、コピー機リース代、印刷機修理代、シュレッダー買替等
(4) 渉外費	150,000	72,806	77,194	横竹中学校区四校連絡協議会、さいたま市PTA協議会北区連合会会長副会長会費等
(5) 分担金	70,000	47,680	22,320	さいたま市P T A協議会会費、北区連合会活動費
(6) 活動保険費	120,000	105,900	14,100	P T A活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	572,500	27,500	卒業記念品、紅白饅頭、進級祝、新入生用ホイッスル等
2. P T A 活動費	485,000	111,271	373,729	
(1) 環境交通部費	30,000	21,331	8,669	名簿配布用封筒、学校安全ネットワークボランティア研修会交通費、消耗品等
(2) けやきの森まつりチーム費	25,000	0	25,000	消耗品等
(3) 広報チーム費	400,000	84,490	315,510	広報誌印刷代、広報誌送送料
(4) ベルマーク集計チーム費	15,000	2,150	12,850	ベルマーク送送料、消耗品等
(5) カーテン洗濯チーム費	10,000	0	10,000	
(6) 給食試食会チーム費	5,000	3,300	1,700	消耗品、硬貨振込手数料等
2. 学校関係費	930,000	538,967	391,033	
1. 学校総務費	330,000	246,381	83,619	
(1) 需用費	250,000	226,198	23,802	AEDリース代、保健衛生費、教材費振込手数料、体育館コーティング等
(2) 渉外費	80,000	20,183	59,817	来賓用お茶代等
2. 児童活動費	200,000	133,485	66,515	離任式花束代、うさぎ屋内飼育用備品、小中合同音楽会バス代、理科展交通費等
3. 学校行事費	200,000	105,880	94,120	講演会費、卒入学式用サイネリア
4. 学校ボランティア費	200,000	53,221	146,779	図書、防犯、おやじの会、ボランティア保険、がくとま関連費等
3. 什器備品費	30,000	0	30,000	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	3,868,023	0	3,868,023	
合 計	7,473,023	2,302,256	5,170,767	

(収入合計) (支出合計) (差引残高)

7,871,316 - 2,302,256 = 5,569,060

差引残高 5,569,060 円は次年度へ繰り越します。

内訳 預金 5,569,060 円

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

大砂土小学校PTA会長

会計監査の結果、適正であることを認めます。

令和8年4月21日

会計監査

令和7年度決算報告書

《 特 別 会 計 》

(単位:円)

【令和7年度 ベルマーク決算報告書】			
(収入総額)		(支出総額)	
内訳	前年度繰越金 230,216	内訳	座敷ホーキ たんぽぽ 短柄 119本 146,572
	ウェブベルマーク 855		消費税 12,102
	令和7年度第1回 14,660		
	令和7年度第2回 65,518		
			差引残高 83,644
	差引残高 83,644円は、次年度へ繰り越します。		
【令和7年度 資源回収決算報告書】			
(収入総額)	1,496,407	(支出総額)	678,964
内訳	前年度繰越金 1,384,872	内訳	運動会用入退場門2台・チャーター便 660,990
	売却収入 0		防犯用LED懐中電灯2個 17,974
	市補助金 109,900		ハンド型コンパクトメガホン1台
	預金利息 1,635		
			差引残高 817,443
	差引残高 817,443円は、次年度へ繰り越します。		
【令和7年度 けやきの森まつり決算報告書】			
(収入総額)	1,214,409	(支出総額)	122,723
内訳	前年度繰越金 1,203,443	内訳	キャッチボール 50,102
	キッチンカー出店料 9,000		クイズ 15,840
	預金利息 1,966		ぬり絵 5,962
			雑費 50,819
			差引残高 1,091,686
	差引残高 1,091,686円は、次年度へ繰り越します。		
【令和7年度 創立160周年記念事業決算報告書】			
(収入総額)	795,934	(支出総額)	0
内訳	前年度繰越金 494,717	内訳	0
	PTA費からの積立金 300,000		
	預金利息 1,217		
			差引残高 795,934
	差引残高 795,934円は、次年度へ繰り越します。		
【令和7年度 給食試食会決算報告書】			
(収入総額)	20,971	(支出総額)	20,971
内訳	給食試食会費用(313円×67名) 20,971	内訳	学校給食費 20,971
			差引残高 0
上記のとおり報告します。			
令和8年 3月31日			
さいたま市立大砂土小学校PTA会長			

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和8年 4月21日

さいたま市立大砂土小学校PTA会計監査

会則の改定(案)に関する新旧対照表

1) 役員の任期について

(旧) 1. 役員および委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。

(新) 1. 役員の任期は2年、委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。

理由：これまで役員の任期は慣例として2年で運用されてきましたが、会則上の明記がなかったため、本改定にて明文化するものです。
 なお、本件による実質的な運用変更はありません。

新	旧	備考
(任期) 第10条 役員の任期は2年、委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。 役員および環境交通部員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。	(任期) 第10条 役員および委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。役員および環境交通部員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。	(追加)

P T A活動の変更（案）

1) 広報チーム活動休止

理由:令和8年度は、チーム員が定員に満たなかった為。

令和8年度事業計画(案)

本部	総会開催 役員会開催 運営委員会開催 運営委員会だよりの配信 会計事務	他校PTAとの連絡 市P協への参加、協力 学校行事への協力 四校連絡協議会開催、出席 情報共有アプリの導入、推進
環境交通部	部会開催 登校班編成、名簿管理 旗振りの管理	「Honda SAFETY MAP」の管理、運営
けやきの森まつりチーム	チーム会開催 企画会議開催 けやきの森まつり開催	
広報チーム	チーム会開催 企画会議開催 各行事の写真撮影、掲載	
ベルマーク集計チーム	チーム会開催 企画会議開催 ベルマーク集計、発送作業	
カーテン洗濯チーム	チーム会開催 企画会議開催 校内のカーテン洗濯	
給食試食会チーム	チーム会開催 企画会議開催 給食試食会開催	

学校行事	入学式 授業参観、懇談会 個人面談 避難訓練 自然の教室 修学旅行 校外学習 町たんけん	運動会 学校公開校内硬筆展 校内書きぞめ展 6年生を送る会 防犯ボランティア感謝の会 卒業証書授与式
学校ボランティア	図書ボランティア ミシン学習ボランティア	防犯ボランティア おやじの会

令和8年度大砂土小学校PTA歳入歳出予算書(案)

収入の部

(単位：円)

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	2,250,000	2,400,000	150,000	
1. 一般会費	2,250,000	2,400,000	150,000	3,000×800(P)
2. 補助金	30,000	30,000	0	
1. 助成金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動事業助成金
3. 雑収入	350	11,350	11,000	
1. 雑 入	0	0	0	
2. 利 息	350	11,350	11,000	
4. 繰越金	5,192,673	5,569,060	376,387	
合 計	7,473,023	8,010,410	537,387	

支出の部

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,345,000	2,300,000	△ 45,000	
1. P T A 運営費	1,860,000	2,120,000	260,000	
(1) 旅費	30,000	30,000	0	北区連、講演会等交通費、駐車場代等
(2) 慶弔費	90,000	50,000	△ 40,000	慶弔費
(3) 需用費	800,000	1,000,000	200,000	情報共有アプリ代、コピー機リース代、エアコンドレンホース修繕代、消耗品等
(4) 渉外費	150,000	150,000	0	校長会会費、交流会準備費等
(5) 分担金	70,000	70,000	0	さいたま市 P T A 協議会北区連合会会費等
(6) 活動保険費	120,000	120,000	0	P T A 活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	700,000	100,000	卒業記念品、紅白饅頭、進級祝ノート、新入生用ホイッスル等
2. P T A 活動費	485,000	180,000	△ 305,000	
(1) 環境交通部費	30,000	25,000	△ 5,000	名簿配布用封筒、消耗品等
(2) けやきの森まつりチーム費	25,000	25,000	0	消耗品等
(3) 広報チーム費	400,000	100,000	△ 300,000	広報誌印刷代、広報誌送料、消耗品等
(4) ベルマーク集計チーム費	15,000	15,000	0	ベルマーク送料、ベルマーク作業用品代、消耗品等
(5) カーテン洗濯チーム費	10,000	10,000	0	カーテン洗濯作業費、消耗品等
(6) 給食試食会チーム費	5,000	5,000	0	消耗品、硬貨振込手数料等
2. 学校関係費	930,000	1,390,000	460,000	
1. 学校総務費	330,000	790,000	460,000	
(1) 需用費	250,000	750,000	500,000	AEDリース代、教材費振込手数料、体育館コーティング、プール用人工芝等
(2) 渉外費	80,000	40,000	△ 40,000	校長会会費、来賓用お茶代等
2. 児童活動費	200,000	200,000	0	離任式花束代、小中合同音楽会バス代、理科展交通費、うさぎ屋内飼育用備品等
3. 学校行事費	200,000	200,000	0	講演会費、卒入学式用サイネリア等
4. 学校ボランティア費	200,000	200,000	0	図書、防犯、おやじの会、ボランティア保険、がくとま関連費等
3. 什器備品費	30,000	30,000	0	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	3,868,023	3,990,410	122,387	
合 計	7,473,023	8,010,410	537,387	

大砂土小学校PTA会則（案）

第 1 章 総 則

- (名 称)
第1条 本会はさいたま市立大砂土小学校PTAといい、事務所を大砂土小学校（さいたま市北区本郷町1番地）に置きます。
- (目 的)
第2条 本会は、大砂土小学校児童の福祉を増進し、民主教育の充実振興に寄与するとともに学校と家庭、並びに社会との連携を緊密にし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- (事 業)
第3条
1. 児童の福祉増進に関する事業
 2. 児童の教育的な生活環境の増進に関する事業
 3. 会員の研修と親睦に関する事業
 4. 学校と家庭との連絡を緊密にする事業
 5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

- (会 員)
第4条 本会の会員となることができる者は、次の通りです。
1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。
 2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。
 3. 本会の退会は、下記の通りとします。
 - ①自動退会
児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。但し、役員は児童の卒業後の総会をもって退会とします。
 - ②任意退会
自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します。
- 第5条 本会の事業達成のため特別の賛助をしたものを特別会員とすることができます。

第 3 章 役員および委員

- (役員および委員)
第6条 本会に次の役員および委員を置きます。
1. 役員
 - ①会長1名
 - ②副会長若干名（2名は教頭とする）
 - ③書記3名（1名は教職員とする）
 - ④会計4名（2名は教頭とする）
 - ⑤会計監査2名
 - ⑥参与1名（校長とする）
 2. 本部役員
 - ①会長
 - ②副会長
 - ③書記
 - ④会計
 3. 委員
 - ①環境交通部
 - ②運営チームメンバー
 - ③教職員

(役員および委員の選出)

第7条 役員および委員の選出は、次の通り行います。

1. 役員
会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。
2. 委員
 - (1) 環境交通部は役員、運営チームメンバーを除く保護者の中から各地区ごとに選出します。
 - (2) 部長および副部長は、部会において部員の中から互選により選出します。
 - (3) 運営チームメンバーは立候補とします。
 - (4) 運営チーム正副リーダーは、チーム会において運営チームメンバーの中から互選により選出します。
 - (5) 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。
3. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。

(任 務)

第8条 役員および委員は、次の任務を有します。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理します。
3. 書記は本会の事務に従事します。
4. 会計は本会の会計事務に従事します。
5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告します。
6. 環境交通部は地区活動に従事するとともに、その地区を統括します。
7. 運営チームリーダーはチーム会を開催し、各チームの事業を計画するとともに執行にあたります。
8. 副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは代理します。
9. 運営チームメンバーおよび教職員は各チームに所属し、その活動に従事します。

(参 与)

第9条 参与は、各会議に出席し意見を述べることができます。

(任 期)

第10条 役員の任期は2年、委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。役員および環境交通部員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。

第 4 章 機 関

(機 関)

第11条 本会に次の機関を置きます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 部会・チーム会

(総 会)

- 第12条
1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数(委任状も含む)の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。
 - (1) 予算および決算
 - (2) 役員承認
 - (3) 会則の改廃及び会則に基づく細則等の制定、改廃に関する事
 - (4) 事業計画および会務報告
 - (5) その他運営上重要な事項
 2. 臨時総会は、次のいずれかの事項に関し開催することができます
 - (1) 会員の1/10以上の要求があったとき
 - (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認められたとき
 3. 総会の議決は、出席者の過半数により決定します。
 4. 総会の議長は、役員以外の出席会員の中から選出します。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は本会の執行機関であって、役員（会計監査を除く）、正副部長、正副リーダーをもって構成します。
運営委員会は会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。
1. 総会に基づく会務の処理
 2. 事業計画および予算決算の立案
 3. 各チームの計画および執行状況の検討
 4. 緊急事項の処理に関する事
 5. 会の資産の管理
 6. その他の会務運営に必要な事項

(部会・チーム会)

- 第14条 本会の事業を行うため環境交通部および各運営チームを置くことができ、それらの構成と事業は次の通りとします。
1. 構成
環境交通部の委員は各地区より選出された委員が所属します。
運営チームメンバーは、けやきの森まつりチーム、広報チーム、ベルマーク集計チーム、カーテン洗濯チーム、給食試食会チームの各運営チームに所属します。
 2. 事業
 - (1) 環境交通部
 - ①児童の校外補導および交通安全教育に関する事
 - ②その他の会務運営に必要な事項
 - (2) けやきの森まつりチーム
 - ①けやきの森まつりに関する事
 - (3) 広報チーム
 - ①広報活動に関する事
 - (4) ベルマーク集計チーム
 - ①ベルマークに関する事
 - (5) カーテン洗濯チーム
 - ①カーテン洗濯に関する事
 - (6) 給食試食会チーム
 - ①給食試食会に関する事

(特別委員会)

- 第15条 本会の運営に関し、特別な事項について必要があるときには、運営委員会の議決により特別委員会を設けることができます。
特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。

第 5 章 会 計

(会費)

- 第16条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてます。
会員（教職員を除く）の会費は、3,000円とします。
臨時会費は、総会の議決を経て徴収することができます。

(予算)

- 第17条 本会の予算、決算は年次総会に報告し、承認を得て執行します。
予算の科目流用および予備費より支出するときは、運営委員会の審議承認を得るとします。

(会計年度および会計監査)

- 第18条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。
本会の会計監査は前期と後期に監査をし、年次総会に報告しなければなりません。

第 6 章 雑 則

- 第 19 条 会員は会計帳簿その他の書類について、いつでもこれを閲覧することができます。
- 第 20 条 P T A 活動で必要となる個人情報の収集、利用、管理等の取扱い方法については、個人情報取扱規則に定めるものとします。
- 第 21 条 この会則の運用について必要な事項は、別に細則をもってこれを定めます。
- 第 22 条 学校および P T A は役員の魅力向上につながる活動を提供することができます。

附 則

1. 本会会則は、昭和 47 年 4 月 15 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 49 年 5 月 25 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 50 年 5 月 24 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 52 年 4 月 16 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 55 年 4 月 30 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 58 年 4 月 27 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 62 年 5 月 15 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 63 年 4 月 28 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 3 年 5 月 9 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 6 年 5 月 12 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 10 年 5 月 15 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 11 年 5 月 14 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 12 年 5 月 19 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 13 年 5 月 11 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 17 年 5 月 12 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 18 年 5 月 11 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 19 年 5 月 10 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 20 年 5 月 8 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 22 年 5 月 7 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 23 年 5 月 6 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 26 年 5 月 9 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 27 年 5 月 15 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 30 年 5 月 11 日より施行する。
1. 本会会則は、令和元年 5 月 10 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 5 年 5 月 18 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 6 年 5 月 16 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 7 年 1 月 20 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 7 年 5 月 16 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 8 年 5 月 15 日より施行する。

個人情報取扱規則

(目 的)

- 第 1 条 個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、さいたま市立大砂土小学校 P T A（以下「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿およびその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責 務)

- 第 2 条 個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第 3 条 P T A における個人情報の管理者は P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

(取得方法)

- 第 4 条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報を取得する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利 用)

- 第5条 取得した個人情報には次の目的に利用する。
1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成、情報共有アプリ、その他の文書の配布
 2. 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、運営チーム名簿、環境交通部の活動に関する名簿の作成・運用
 3. PTA行事等の出席名簿、推薦委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

- 第6条 あらかじめ本人の同意を得ないで第5条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

- 第7条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、適正に管理する。
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
個人情報の取り扱いはセキュリティ管理を厳密に実施する。

(第三者提供の制限)

- 第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

- 第9条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

- 第10条 個人情報を漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者およびPTA会長に報告しなければならない。

(研 修)

- 第11条 PTAはPTA役員および個人情報取り扱いに携わる委員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

- 第12条 個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

1. 本規則は、平成30年5月11日より施行する。
1. 本規則は、令和7年1月20日より施行する。
1. 本規則は、令和7年5月16日より施行する。

大砂土小学校PTA細則

地区の指定の細則

(地区の指定)

- 第1条 各地区を次の通り指定します。
- 本郷地区(本郷・コンフォール)
 - 土呂地区(土呂一・土呂二)
 - 宮原南地区(宮原南)
 - 宮原北地区(宮原北)

推薦委員会の細則

- 第1条 会則第6条に基づく会長、副会長、書記、会計、会計監査(教職員を除く)の五役の候補者推薦は、毎年、推薦委員会を設けて決めます。

(推薦委員会の設置)

- 第2条 1. 推薦委員会は五役および五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。
2. 正副委員長は委員の互選により選出します。

(候補者の選出方法)

- 第3条 1. 推薦委員会発足後、推薦委員の定めた方法により、役員候補を募ります。
2. 推薦された役員候補の中から、委員が協議し役員の候補とします。
3. 本人の承諾を得て役員に内定します。
4. 推薦委員会の議決は、出席した委員の過半数により決定します。

慶弔に関する細則

- 第1条 大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次の通り定めます。
- | | | |
|----------|----------------------|--------|
| 1. 弔の部 | 児童 | 5,000円 |
| | 会員(教職員を除く) | 5,000円 |
| 2. 見舞いの部 | 児童が疾病で
1ヶ月以上休んだとき | 5,000円 |
- 第2条 その他、不慮の災害、特別の事情のときには、運営委員会で審議処理するものとします。
- 第3条 慶弔に関する事項においての返礼はしないものとします。

感謝表彰に関する細則

- 第1条 規約第3条に定める諸目的達成に寄与し、またはこれに関する諸活動に貢献したものに對する表彰は、この細則によります。
- 第2条 表彰は次の通りとします。
1. 転退職する教職員に、感謝の意を表して記念品を贈呈します。
 2. 児童が卒業する際に祝意を表して記念品を贈呈します。
 3. 本校児童で善行があり校長の推薦があったとき。
 4. 表彰その他必要が生じた際は運営委員会で審議し、決定します。

旅費支給に関する細則

- 第1条 本会の会員が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。
1. 交通費 実費支給
但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え特急を使用したときは、特急料金の支給ができます。
 2. 宿泊費 実費支給 但し1泊 7,000円を目安とします。
宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。

通信費に関する細則

- 第1条 通信費については下記基準により支給することができます。
1. 本会役員(教職員を除く)、環境交通部正副部長については、1,000円支給するものとします。
 2. 通信費の支給については、現金支給とします。

経理に関する細則

- 第1条 会計役員は、現金出納簿を備え、支出したときはその都度記載し、領収書を保存しなければなりません。
- 第2条 特別会計は次の通りとします。
1. 特別会計は環境整備、学校施設、整備およびPTA設備の充実を図ります。
 2. 特別会計の運用は運営委員会で決定します。

3. 特別会計の決算報告は総会において行います。
4. 特別会計の預金通帳と印鑑はPTA会計が保管します。
5. 特別会計の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

サークル（同好会）活動に関する細則

- 第1条 会員有志によるサークル（同好会）活動について、会則第3条に定める会員の研修・親睦に関する事業として、この細則により定めます。
- 第2条 サークル（同好会）の認可は運営委員会での審査・決定によるものとします。
- 第3条 サークル（同好会）活動の経費については運営委員会の決定により受けられます。
- 第4条 運営委員会は定期的にサークル（同好会）活動について見直しを行い、その活性化に努めます。